

2021 ①  
2009 ① → 7講.

2024年 第1問

次の(1)~(5)の文章を読んで、下記の設問 A・B に答えよ。解答は、解答用紙(イ)の欄に、設問ごとに改行し、設問の記号を付して記入せよ。

B

(1) 大宝令によって、**朝廷の位階や官職の仕組み**が整えられたが、この仕組みは、**要職を占める五位以上の官人が特権的な待遇**を受けるものであった。彼らの多くは、**古くから天皇に奉仕してきた畿内の有力氏族**であった。**有力氏族から採用**

A

(2) 孝謙天皇は、758年に淳仁天皇に譲位したが、しばらくして淳仁天皇と対立すると、国家の大事は孝謙太上天皇が自らおこなうことを宣言した。これを不満とする藤原仲麻呂が反乱を起こすと、孝謙太上天皇はこれを鎮め、ついで淳仁天皇を廃して再び天皇となった。**太上天皇が天皇を廃し、天皇(権力者)に返り咲く**

A

(3) 平城天皇は、809年に嵯峨天皇に譲位したが、しばらくすると平城京に遷<sup>うつ</sup>って国政への意欲を強めたため、政治的混乱が生じた。嵯峨天皇は、兵を動かして混乱をおさめ、平城太上天皇は自ら出家した。そののち嵯峨天皇は823年に淳和天皇に譲位すると、内裏から**離宮**に居所を移して**隠棲**した。**上皇は国政に直接関係しない**

平城太上天皇の変  
" 薬子の変

B

(4) 平安京に遷都して以降、**官司の統廃合が積極的におこなわれた**ほか、大学の制度を改変して**学問を奨励し、優秀な者は家柄によらず中央や地方の要職に採用**するなど、令制に定められた官人制度の改革がおこなわれた。**例)蔵人頭など、天皇の個人的な信任による採用**

令外宮

B

(5) 嵯峨天皇の弘仁年間(810~823)には、平安宮の諸門の呼び名が中国風に改められた。また中国唐の儀礼を参考に朝廷の儀礼を整え、『内裏式』などの儀式書が編纂された。このとき、天皇に対する拝礼の作法が、日本の古い習俗を起源とするものから中国風のものに改められた。

唐風化政策  
↓  
新しい貴族社会の構築

唐風化 → 学・学問 → 官僚採用  
漢詩文 → 官人が漢字文化に習熟  
貴族は大学別曹  
国風文化の前提

設問

A 9世紀前半に、太上天皇の政治的立場は大きく変化した。それはどのようなものか。2行以内で述べよ。

B 9世紀前半に、天皇と官人との関係は、どのように変化したか。奈良時代までとの違いに留意しつつ、4行以内で述べよ。

## 4 位階と官職 4A 官位相当表 (官位令)

長官 次官 判官 主典 \*は令外官(→p.88)

④ 一位～三位に相当する官職を、p.62 ②の図で確認しよう。

位階	官職		中務省		省	五衛府	大宰府	国	左近衛府*	
	神祇官	太政官	中務省	省	五衛府	大宰府	国	左近衛府*		
貴族	正一位	太政大臣								
	従一位									
	正二位	左大臣								
	従二位									
貴族 通貴	正三位	大納言					帥		大將	
	従三位	*中納言								
	正四位上		卿							
	正四位下			卿						
	従四位上	春大弁								
	従四位下	伯							中將	
	正五位上	春中弁	大輔		衛門督 春衛士督	大貳				
	正五位下	春少弁		大輔					少將	
	従五位上		少輔		衛門佐 春衛士佐		大國守			
	従五位下	大副	少納言	少輔		少貳	上國守			
	下級官人	正六位上	少副	春大史						
		正六位下			大丞	大丞	春兵衛佐	大監	大國介 中國守	將監
		従六位上	大祐		少丞	少丞		少監	上國介	
		従六位下	少祐				衛門大尉 春衛士大尉		下國守	
		正七位上	大外記 春少史	大録	大録	衛門少尉 春衛士少尉	大典・ (防人司)防人正			
		正七位下				春兵衛大尉		大國大掾		
従七位上		少外記			春兵衛少尉		大國少掾 上國掾			
従七位下								將曹		
正八位上			少録	少録		少典・ (防人司)防人佐	中國掾			
正八位下		大史			衛門大志 春衛士大志					
従八位上		少史			衛門少志 春衛士少志 春兵衛大志		大國大目			
従八位下					春兵衛少志		大國少目 上國目			
大初位上										
大初位下						(防人司)防人令史	中國目			
少初位上							下國目			
少初位下										

**解説** 令によれば位階は、臣是一位から初位まで三十階あり、この位階を基本としてこれに相当する官職を定めて任命した(官位相当制)。官職は定員があり、位は定員がなかった。位が与えられても官職に任命されない時は散位といい、式部省の散位寮に登録した。

注)参議(令外官)は相当位がなく、おおむね四位。五衛府は811年に左衛門府・左兵衛府・左近衛府の六衛府となる。

## 2 教育制度 —大学と国学—

(→p.93)

	中央(都)……大 学(式部省の管理)	地方(国)……国 学(国司の管理)
入学資格	1. 貴族(五位以上)の子弟 2. 東西(大和・河内)史部の子 3. 八位以上の子で志願する者(13~16歳)	郡司の子弟で13~16歳で聡明なるもの 学生定員に欠員がある時は庶民の子弟の入学を許可
学生定員	学生 400名	国学生 50名(大国)
科目	明経道(儒学), 明法道(法学), 算道(数学), 紀伝道(漢文学・歴史)など	
国家試験	不合格だと退学の規定	大学と同じ
	旬試…10日目ごとの休暇の前日に試験 歳試…1年の学習した内容から文意を問う問題	

注)大学・国学卒業者は25歳で授位。五位以上の子弟は大学を卒業せずとも21歳で授位(隠位の制)。

## 4 令外官

時代	官 職	設置年・天皇	主 な 職 務
飛鳥時代 (藤原京)	中 納 言	705 文武	職掌は大納言と同様で、朝政に参与し政務の奏上などを行う。大納言に次ぐ重職
	按 察 使	719 元正	地方行政の監察官として設置。798年から蝦夷征討のための指揮官として、陸奥・羽羽のみ常置
奈良時代 (平城京)	参 議 内 大 臣	731 聖武 777 光仁	公卿として朝政に参与する。中納言に次ぐ重職 左右大臣が出仕しない時、代わって政務・儀式などをつかさどる。左右大臣に次ぐ重職
	征夷大將軍 勘 解 由 使	794 桓武 797頃 桓武	蝦夷平定のための臨時の最高指揮官 国司交替の際の不正や紛争をなくすために引き継ぎ文書(解由状)を審査し監督する
平安時代 (平安京)	蔵 人 頭	810 嵯峨	平城太上天皇の変(薬子の変)(810)に先立ち藤原冬嗣らが任ぜられた。機密事項を扱う(→p.90・94) (蔵人頭より参議に昇任するのが常道となる)
	検 非 違 使	816頃 嵯峨	京内の犯人検挙、風俗取締り、訴訟・裁判を扱う。のち左右検非違使庁ができ、別当が総括
	* 押 領 使	878 陽成	10世紀半ば以降諸国に常設。暴徒を鎮圧(→p.104)
	関 白 使	884 光孝	万機(まんにごと)の政(まつりごと)を行い、内覧権をもつ(→p.95)
	追 捕 使	932 朱雀	天慶の乱(→p.104)後ほぼ常設。諸国奸盜を追捕

**解説** 令外官とは、令の規定にない新しい官職のこと。現状に即し、必要に応じて設置された。(←p.63左近衛府) \*「押」は押え、「領」は支配する意で、「押領」は暴徒鎮圧の意。